平成２２年（フ）第１１７６号
仙台市太白区袋原１丁目13番15号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
秋田県能代市字寿域長根60番地13
債務者　髙沢　寛子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第７５３号
神戸市長田区細田町３丁目４番７号、従前の住所神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地ベルトゥリー若草アネックス404号
債務者　法元こと　坂田　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２４号
神戸市北区藤原台中町７丁目４番２号
債務者　山本　朱美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１０号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―1207号
債務者　山下　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０９号
兵庫県西宮市広田町４番２号　ブランドミールⅡ103号、前住所大阪府吹田市朝日が丘町23番19号
債務者　小吹　政文
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５０号
広島市南区出汐３丁目９番19―301号
債務者　虎谷　隆治
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３００号
広島市東区戸坂南１丁目３番11―302号
債務者　鶴岡　國美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県嘉麻市平1374番地
債務者　渡邊久美子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４２号
大分県国東市武蔵町吉広2138番地１
債務者　小川　良二
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
秋田市寺内油田３丁目12番15号
債務者　髙橋　待子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２１号
秋田市茨島２丁目11番49号　アーバンクリエーターかわとう106号
債務者　湊　　正則
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
秋田県北秋田市上杉字金沢469　特定身体障害者授産施設グリーンハウス、住民票上の住所秋田県大館市二井田字中台15番地１
債務者　安達　昭三
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２４３号
福島県伊達市霊山町掛田字町田10番地１
債務者　大波　恒芳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
山梨県甲府市富竹４丁目７番38号堀内アパート
債務者　阿部　宏樹
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
山梨県甲府市大里町3872番地17　アボウド里101
債務者　丸山　龍太（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
山梨県甲府市相生１丁目３番９号
債務者　青柳　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係